

第 34 回東京都青少年問題協議会
第 1 回総会

令和 6 年 6 月 14 日（金）

都庁第一本庁舎 7 階
大会議室

午後 4 時 30 分開会

○若年支援担当部長 ただいまから第 34 期 東京都青少年問題協議会第 1 回総会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております東京都生活文化スポーツ局若年支援担当部長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただき、また、総会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。現在、御出席いただいております委員の方は、オンライン参加を含めて 31 名となっております。条例第 7 条に規定する総会の開催に必要な定足数に達していることを御報告いたします。

なお、本協議会は全て公開となっております。

それでは、次第 2 といたしまして、本協議会の会長及び委員の皆様方を御紹介申し上げます。着座のままで結構でございます。本日御出席いただいております委員の方々につきまして、資料 1 の名簿順にお名前を読み上げさせていただきます。

はじめに、本協議会の会長であります、小池百合子東京都知事でございます。

○小池会長 よろしくお願いたします。

○若年支援担当部長 次に本橋たくみ委員でございます。

○本橋委員 よろしくお願いたします。

○若年支援担当部長 おじま紘平委員でございます。

○おじま委員 よろしくお願いたします。

○若年支援担当部長 まつば多美子委員でございます。

○まつば委員 よろしくお願いたします。

○若年支援担当部長 米倉春奈委員でございます。

○米倉委員 よろしくお願いたします。

○若年支援担当部長 風間ゆたか委員でございます。

○風間委員 よろしくお願いたします。

○若年支援担当部長 田の上いくこ委員でございます。

○田の上委員 よろしくお願いたします。

- 若年支援担当部長 続きまして、本日はオンラインでの参加になります、長友貴樹委員でございます。
- 長友委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 続きまして井利由利委員でございます。
- 井利委員 よろしくお願いたします。
- 若年支援担当部長 小西暁和委員でございます。
- 小西委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 新保幸男委員でございます。
- 新保委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 杉浦ひとみ委員でございます。
- 杉浦委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 土井隆義委員でございます。
- 土井委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 堀有喜衣委員でございます。
- 堀委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 荒井佑介委員でございます。
- 荒井委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 大橋暉弘委員でございます。
- 大橋委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 小奈悠馬委員でございます。
- 小奈委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 土肥潤也委員でございます。
- 土肥委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 西山なつ美委員でございます。
- 西山委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 與那覇千夏委員でございます。
- 與那覇委員 よろしく申し上げます。
- 若年支援担当部長 竹迫宜哉委員でございます。

○竹迫委員 よろしくお願ひします。

○若年支援担当部長 なお、その他の関係行政庁、東京都の委員、幹事につきましては、お手元の名簿の卓上配布をもちまして紹介に代えさせていただきます。

次に、次第3、副会長の選任に移ります。副会長の選任につきましては、資料2の条例第4条第3項の規定に基づきまして、委員の互選となっております。つきましては、どなたか委員の方から御推薦をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

井利委員、お願いいたします。

○井利委員 副会長といたしまして、筑波大学教授の土井隆義委員を推薦いたします。

土井委員は都を含め、多くの自治体で青少年に関する審議会等の役職を多数お引受けになった経歴がございます。青少年問題全般について深い見識をお持ちの方でありますことから、最も適任であると思ひます。よろしくお願ひいたします。

○若年支援担当部長 ありがとうございます。ただいま井利委員から副会長として土井委員が適任とのご発言がございました。いかがでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

○若年支援担当部長 皆様の御賛同をいただきましたので、土井委員に副会長をお願いしたいと思います。

続きまして、次第4に移ります。東京都知事小池百合子よりご挨拶申し上げます。

○小池会長 着座にて失礼をいたします。東京都知事小池でございます。

この東京都青少年問題協議会の会長を務めております。今年度第34期の第1回総会にご多忙のところご参加いただきまして誠にありがとうございます。

この協議会は、大変歴史が長いものでございます。昭和28年から発足をしているという協議会でございます。それから考えますと、時代の移り変わりは大変早く、そういう中で青少年も、時代とともに様々な問題を抱え、また、その中でも生き抜き、そして、社会の宝として活躍もしてくれているわけございまして、かけがえのない存在であります。

次代を担う東京の宝、国の宝として、都は様々な対策を講じてまいりました。特にチルドレンファーストの実現に向けまして、幅広い主体とともに子供の笑顔につながるような多彩な取組みも推進をしているところでございます。

一方で、少子高齢化、そしてまた情報化、もう子供の頃からスマホを使いこなしている青少年はたくさんおります。そして、また、グローバル化の急速な進化も加速する一方でございます。

若者を取り巻く環境や状況というのは大きく変化をしている中で、一方で孤独や孤立に悩んでいる、また、お母さん、お父さんの、家族の面倒を見て、学校にもなかなか行けない。ただ、あまり外には言えないという「ヤングケアラー」という存在も認められているところでございます。いよいよ顕在化してきたという状況かと思えます。

そこで、この協議会でございますが、今期は東京都子供・若者計画（第2期）になりますが、その改定について諮問をさせていただきます。この計画でございますが、子供・若者の育成を支援する施策の一層の推進を図ることが目的でございます。第32期の協議会の答申を受けて、令和2年4月に策定をしたものでございます。

これをいっそう推進していくということで、ちょうどこの今年度で計画の期間は終了いたしますので、それについての改定のご審議をいただくということ。

また、全ての子供や若者自らの居場所を得ることが重要でございます。成長、活躍できる社会の実現、そして、またそれは東京と日本の持続可能な発展のために不可欠でございますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

また、今回から若者部会も新たに設置をさせていただきました。当事者である若者の皆様方のご意見を伺いながら、計画をバージョンアップさせるということで、子供や若者支援の施策の更なる推進を図っていきたいと考えております。

委員の皆様方には専門のお立場、そしてまたこんなことをやったらどうだろうか。こんな経験をしたんだけど、それをどうやって活かせるだろうか、幅広い議論をお願いしたいと存じます。

冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 それでは、小池知事から青少年問題協議会に対して諮問をいたします。小池知事、土井副会長、左手後方への移動をお願いいたします。

(諮問文手交)

○若年支援担当部長 小池知事は都合によりここで退席させていただきます。

○小池会長 どうぞよろしくお願いいたします。

(小池知事退室)

○若年支援担当部長 土井副会長には、このあとの議事進行をお願いしたいと存じます。

それでは、土井副会長から一言お願いできますでしょうか。

○土井副会長 このたび、副会長となりました土井と申します。よろしく願いいたします。

先ほどの会長のご挨拶の中にもありましたが、少子高齢化ということにも触れられました。つい最近の報道で私も知ったところですが、東京都の合計特殊出生率がついに1を切って、0.99ということになりました。

恐らく、この背後にいろいろな要因があるのだろうと思います。他の地域と比べて東京都が決して貧困率が低いわけではないし、あるいは、東京都は他の地域に比べて子供・若者に対してかなり手厚い施策をやっていると思っています。

にもかかわらず、なぜ低いのだろうと考えたときに、いろいろ要因はあると思いますが、一つとして都民の皆様は恐らく、子供の養育あるいは教育に対する期待値、期待水準が高いということの裏返しという面があるのかもしれない。

いろいろ要因はあると思いますが、もしもそういう高い期待値、期待水準をお持ちであるならば、私たちとしてはその都民の皆様の期待に応えていくという施策をとらないといけないし、そのための計画をこれから培っていけばよいなと思っています。

もともと、今の子供・若者のいわゆる生活満足度とか、あるいは幸福度は、統計的には高いという事実がありますが、これがもっと幸せになれば、もう少しは出生率も上がるかもしれないし、この計画の対象は30歳未満あるいは施策によっては40歳未満ですから、場合によっては、子育て世代も当事者になりますから、ご自身が生活に安定していてもっと幸せならば、もう少し出生率も上がるかもしれません。

なので、これは子供・若者だけの問題ではなくて、私たちの東京都の社会全体の問題であろうと考えております。これからじっくりと新しい計画を練っていきたくと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、時間も限られておりますので、次に次第5になります諮問事項の説明に入らせていただきます。

まず、内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 本協議会の事務局を担当しております東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課の山本でございます。

諮問事項につきましては、資料3として机上配布させていただいておりますので、読上げは割愛させていただき、資料の4、「東京都子供・若者計画（第2期）の改定に向けて」に沿って諮問内容をご説明させていただきます。

まず、「東京都子供・若者計画（第2期）の概要」を御覧ください。

本計画の性質でございますが、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画であり、計画期間は令和2年度から今年度までとなっております。

また、対象は、義務教育年齢に達するまでの「乳幼児期」、小学生年代の「学童期」、中学生年代から概ね18歳までの「思春期」、概ね18歳以降から概ね30歳未満の「青年期」としており、施策によりましては40歳未満までの「ポスト青年期」も対象としております。

この「ポスト青年期」の者とは、「子供・若者育成支援推進大綱」の定義を引用いたしますと、「円滑な社会生活を営む上で困難を有する30代や大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質能力を養う努力を続けている30代」となります。

なお、若者という言葉につきましては、「こども大綱」の解説では、法令上の定義はないが、「思春期」及び「青年期」の者とし、子供と若者は重なりあう部分はあるが、「青年期」の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、特に若者の語を用いることとするとされております。

次に、「東京都子供・若者計画」の理念ですが、全ての子供・若者が青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援することを掲げており、この理念のもと、基本方針3点、施策推進の視点3点、約400の事業を一覧化し、子供・若者育成支援を効果的に推進していくものとなっております。

次に、2枚目「こども基本法」「子ども・若者育成支援推進法」を御覧ください。令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。

「こども基本法」では、第2条第1項において「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」としました。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指します。

また、「こども施策」の定義につきましては、同条2項の各号に掲げる施策やその他のこどもに関する施策、またこれと一体的に講ずべき施策とされております。この一体的に講ずべき施策とは、例えば若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援といった、こどもに関する施策と連続性をもって行われるべき若者に係る施策が含まれます。

そして、第11条におきまして、この「こども施策」を策定し、実施し、評価するにあたっては、当事者などの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされました。

また、第9条におきましては、政府はこれまで別々に策定してきた「少子化社会対策基本法」や、「子ども・若者育成支援推進法」、また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、この3つの法律に基づくそれぞれの大綱を1つに束ね、「こども大綱」を定めなければならないとしております。

よって、これまで都道府県は「子ども・若者育成支援推進法」の第9条に規定のとおり、「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案して計画を定めてきましたが、「こども大綱」の策定に伴い、「子供・若者育成支援推進大綱」などが廃止となったため、子供・若者計画の改定にあたってはこの「こども大綱」を勘案して策定する必要があります。

とりわけこの「こども大綱」の中でも、「子ども・若者育成支援推進法」第8条第2項の各号に定める内容を勘案して策定していく必要があります。

3枚目を御覧ください。「こども大綱」と都の計画の関係を図示したものとなっております。

都の子供・若者計画は、「こども大綱」における旧「子供・若者育成支援推進大綱」の部分を勘案して策定していく必要があります。

続きまして、4枚目の「見直しの視点」を御覧ください。

子供・若者計画の改定に当たって、「見直しの視点」を記載させていただいております。

まず、1を御覧ください。

先ほど申し上げました、国の「こども大綱」等を踏まえ、改定のポイント、論点を4点にまとめさせていただいております。

1点目として、子供・若者計画の「施策推進の視点」の柱に子供・若者を権利の主体として認識することや、ウェルビーイングの観点を新たに加えるほか、これまでも記載のあった意見を聞きながら支援に反映すること、ライフステージを見通した切れ目のない支援を柱として立てていくことを検討してまいります。

2点目として、「孤独・孤立対策推進法」の施行や「子ども・若者育成支援推進法」に「ヤングケアラー」を国や自治体による支援の対象として対応を強化することが明記されたことを受けまして、子供・若者計画の「困難な状況ごとの取組」に、「孤独・孤立」、「ヤングケアラー・若者ケアラー」を加えることを検討してまいります。

3点目といたしまして、子供・若者支援施策の具体的な展開に、子供・若者の意見聴取等の取組みの反映を検討してまいります。

4点目として、「こども大綱」において当事者の視点に立った数値目標が設定されたことを踏まえ、都におきましても、ウェルビーイングの向上を目指す数値目標の設定を検討してまいります。

2を御覧ください。

法や条例、大綱を踏まえ、子供・若者への意見聴取の取組みを実施してまいります。

具体的には、地域の居場所を利用している若者や若者ケアラーから意見を聴取し、計画改定の議論にご活用いただくほか、困難を抱える若者から意見を聴取していく仕組みなどを若者部会で検討します。

なお、子供分野につきましては、子供政策連携室が実施する子供の意見を聞く取組みの結果を活用してまいります。

3を御覧ください。

第2期計画（令和2年4月）以降に策定、改定された都の各局の計画と整合を図っ

てまいります。具体的な関連計画につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○土井副会長 どうもありがとうございます。

時代の変化とともにいろいろ重点施策は変わってくると思います。ただ、今回の非常に大きな変更点というか特徴は、先ほど御説明がありましたように、当事者である子供・若者たちの意見を表明していただくということで、若者部会もつくられたということがあります。

これは、今回の非常に大きな変更点だと思いますので、これを積極的に有益に活用して、御意見を表明していただいて、それをこの計画に取り入れていきたいと思えます。

では、続きまして、次第の6に移りたいと思います。

協議会の運営につきまして、です。こちら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今後の協議会の運営について御説明申し上げます。

資料5の「第34期東京都青少年問題協議会の運営について(案)」を御覧ください。

1の「東京都青少年問題協議会の運営について」でございますが、第34期東京都青少年問題協議会の検討課題について調査審議する必要があるため、学識経験者の委員による専門部会として、若年支援部会、若者部会の2つの部会を設置したいと存じます。

なお、委員の構成につきましては、資料1の名簿を御覧いただければと存じます。

次に、会議の予定でございます。今後、若年支援部会、若者部会における検討を進めまして、本年12月開催予定の拡大専門部会において、答申(案)について御審議をいただきます。その後、同じく12月開催予定の第2回総会で答申をいただくことを予定しております。

続いて、次ページを御覧ください。

2で「東京都青少年問題協議会の公開等について」を記載しております。(1)会議、(2)会議の公開、(3)開催告知、(4)議事録の公開、(5)会議資料の公開、(6)その他とございますが、それぞれ記載のとおりとさせていただきたいと存じます。

す。

なお、次のページには、東京都議会の傍聴規則等を記載しております。

最後のページには、会場での傍聴に当たっての留意事項をお示してございます。こちらにつきましても、いずれも記載のとおりとさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○土井副会長 どうもありがとうございます。

ただいま若年支援部会それから若者部会の設置につきましてのご説明、それから今後の日程、会議、議事録等の公開についてのご説明がありました。

お尻がかなり決まっていますので、余り悠長にやっていると、今日もこのあと早速、日程調整のこともありますので、2つの部会を開催させていただきたいと思っておりますので、その点につきましてもご了承いただきたいと思います。

また、2つの部会におきましては部会長を決める必要があります。これはそれぞれの部会ごとに部会長をお決めいただければと思います。

では、続きまして、次第の7に移りたいと思います。

意見交換です。本日は総会ですので、多くの委員の皆様にご出席賜っております。できれば、皆さま全員から御意見をお伺いしたいところではありますが、時間の都合もあります。今日、このあと専門部会も予定されておりますので、今日は都民の代表として都議会議員、及び市長の委員の皆様からそれぞれ一言ずつ御意見を承りたいと思っております。御出席の順にお願いをしたいと思いますので、まず、本橋委員からお願いしてよろしいでしょうか。

○本橋委員 本橋たくみでございます。

私も東京都青少年問題協議会の一員として頑張らせていただきたいと思います。実体験として3人私も男の子がいて、日々子育てで格闘しているところであります。

今日の提言の方向性は恐らく間違っていないものだと思いますが、ただ一方で、家庭が幸せじゃないと多分子供が幸せにならないと思います。

私の妻とけんかすることもありますし、いろいろありますが、その中で私の経験上、妻との関係が悪いときは子供にも波及する。そのことが子供の生活にも波及するということがあります。

ですので、今、まさに少し大きく問題が抽象化され過ぎていて、もう少しミクロの、それぞれの家族の幸せとか、その辺の議論をもっと突き詰めていったほうが、子供にとっては、実体験ですが、したほうがいいのではないかなと思っておりまして、その辺りも含めて議論させていただきたいと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○土井副会長 ありがとうございます。家庭の幸せを支えるのが、一つの行政の大きな役目だと思っておりますので、ぜひ積極的に考えたいと思っております。ありがとうございます。

では、続きまして、おじま委員、お願いいたします。

○おじま委員 おじまと申します。よろしく申し上げます。

都民ファーストの会東京都議団でト一横PTをつくっていて、私はその座長をやらせていただいているのですが、そこで一番大事にしているのはト一横に行くことです。行ってト一横キッズ達と話をするというのを一番大事にしています。

施策立案とか計画を策定するにあたっては、現場の当事者の実情とか、実態をしっかり見て聞いて、その課題とかニーズを把握した上で、実効性ある対策を打っていくというプロセスであるべきだと考えています。

逆に当事者に求められてもないことを、施策としてやっても余り意味がない場合が多いと思うので、その意味において皆さん、若者部会というのが今回新設されたということは大変すばらしいなと思っております。

ぜひ現場に出て、アウトリーチで頑張っていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○土井副会長 どうもありがとうございます。

この協議会でも、前期はまさにト一横問題を扱いましたし、当事者の声がとても第一だと思います。それを大切にしていきたいと思っております。ありがとうございます。

では、まつば委員、よろしく願いいたします。

○まつば委員 まつば多美子です。よろしくお願いいたします。

都議会公明党は、子供、若者の意見を聞き、そしてそれを都政に反映することが一番大事であると思っております。

そして、「東京都子ども基本条例」が2021年に制定され、そして2022年に先ほども話がありました「子ども基本法」が成立したということですが、今回の子供・若者計画の策定にあたっては、この若者の皆さんからご意見をきちっといただいて、そしてそれが計画に反映されるということが大変重要であるということを、小池知事にも要望してまいりまして、今回若者部会が設置されたということをお楽しみに期待しております。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

委員に御就任された皆様方には、もう既に様々な面で若者の皆様の支援もされていらっしゃる皆様であると存じ上げております。

その上で、日本若者協議会の皆様方から、こういう若者の声を聞いたほうがいいという話をいただいたり、様々なほかのNPOの方々からも御意見もいただいております。そうした意味では、幅広い若者の皆様のお声をぜひ若者部会の皆様方で、吸い上げていただきながら反映していただければなと思っております。

その上で、2点ですが、特に居場所というのが非常に重要だと思っております、自宅に居場所がない、自宅にいても一人で孤独であるという中で、居場所を必要とする若者の方が多くいらっしゃると思っております。

特に夜の時間を安心して過ごせる場所ということで、既に民間の皆様方に大変な御努力の中で、こうした取組みが進んでいるわけですが、ぜひそれを東京都としてしっかりと行っていくということが大事だと思っておりますので、東京の各所に子供・若者の居場所の設置が進められるように、この計画を機に進めることができるような形ができればということをお思っております。

もう1点は、市販薬の過剰摂取のオーバードーズの問題、課題もあると思っております、ぜひその伴走型支援、相談体制というようなこともぜひ検討していただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○土井副会長 ありがとうございます。

まさに居場所というのは、今のキーワードだと思います。先ほどのト一横の問題もこの居場所の問題、それから、オーバードーズもト一横の問題に関わっていました。

この大きな2つのトピックは避けて通ることができないと思いますので、この計画にも十分盛り込んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

では、米倉委員、お願いいたします。

○米倉委員 日本共産党の都議会議員の米倉春奈と申します。よろしく申し上げます。

まず、若者部会が今回設置されたということは大変嬉しく思っています。私も長くここの委員をさせていただいて、回によっては、当事者世代が私ぐらいかなというようなときもありました。

その中で、ここに当事者世代が必要だと思って 2021 年には条例改正案も議会に提案して、若者部会、6人若者を入れようということで提案もさせていただきました。今回6人の皆さんが入ってくださったということで本当にうれしく思っています。

ただ、今回公募ではないと聞いているのですが、ぜひ今後そういうことも検討していただきたいと思っています。

あわせて、この計画をつくる上で当事者の声を聴いていくことをすごく強調されて、いいなと思っているのですが、その声の聴き方というのも、ぜひいろんな工夫、検討があるといいなと思っています。

もう一つ、計画の議論に当たってですが、これは教育庁にあてての建議ですが、東京都生涯学習審議会というところが建議を出してしまして、今後の青少年教育振興のあり方についてということで、若者支援とのことも踏まえながらの提起をされています。

この中身とても大事だなと思っています。困難を抱える方の支援をどうするかというところはとても大事で、深めていくことが大事ですが、あわせて、全ての若者を対象にした取組みを考える必要があるということが提案されています。

これとは別ですが、東京は最も学生が多い都市で、学生は特有の困難があると思っています。そこも位置づけていただきたいと思っております。

最後ですが、これは審議会というより東京都に対しての要望にもなるのですが、若者に対応した声を受けとめて、全方位に受けとめる部署が必要だと思っています。

これを47都道府県調査したのですが、全国では若者対応の部署が74%の道府県にあります。東京はないということになっています。学生についても47%の道府県

にあります。これも東京はありません。これは必要だと思っています。こうした、この都庁としての組織のあり方についても議論があるといいかと思っています。

以上です。よろしくお願いします。

○土井副会長 どうもありがとうございます。

若者部会は今回つくりましたが、私たちのこちら側の若年支援部会と、これは縦の関係にあるわけではなくて、並列に並んでいると認識をしています。ですので、対等な立場で意見交換ができたらいいなと思っています。ありがとうございます。

では、続きまして、風間委員、よろしくお願いいたします。

○風間委員 立憲民主党の風間ゆたかです。よろしくお願いいたします。

昨年もト一横の件ではかなり意見をさせていただきましたが、まずは私自身の青少年問題の関心事というのは、子どもの権利条約に則っているのかどうかという観点から、まだまだ子供の権利が守られていない状況、国連からかなり勧告をされている。それに対して国がやらないのであれば、東京都から率先してやっていくべきだという視点で、これまでも意見をしてきたところであります。

特に、児童相談所とそして一時保護所、私たちも現場の視察等をしておりますが、スタッフの不足等から子供の権利が守られてない状況というのが、まだ改善されていないと思いますので、この辺りに関してもぜひ協議を進めていってもらえればと思っています。

そして、そのト一横キッズの問題も、保護者からの問合せで、ト一横に行っているのではないかといったときにどこに連絡したらいいのか分からないという話を聞いてまいりましたが、これも相談できる体制が東京都としても整えられたということで一歩前進していると思います。

先日、「きみまも」も視察をしてきましたが、9時で終わってしまうという状況から、本当に悪意ある大人が子供に近寄っていくというのは、夜の時間帯なわけなので、結局、9時以降はじゃどうなってしまうのかということは、すごく心配をしているところであります。

こういったところも、場所を設けて終わりと東京都は当然思っていないと思いますが、その先さらに一歩、子供たちが権利を守られるような状況というのを、この場で

もしっかりと協議をしていければと思っております。

よろしく願いいたします。

○土井副会長 どうもありがとうございます。

ト一横のときには、従来無い視点として、当事者だけではなくて、親の支援もとても大切だということを強く盛り込みました。

おっしゃるように、東京都だからこそできることがあると思いますので、そこを今回の計画でも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

では、続きまして田の上委員、よろしく願いいたします。

○田の上委員 ミライ会議の都議会議員、田の上いくこと申します。よろしく願いいたします。

私から意見をいくつか申し上げたいと思います。

まず、令和2年から令和6年度までの5年間ということで計画があり、その改定ということですが、これまでの5年間の計画はどうであったのかということ、しっかりと検証していただき、そして改定に活かしていただきたいということがあります。

もちろんその上で、子供・若者の目線に立ち、意見を尊重し、支援に反映させていく等のポイントが示されているのかとは思っておりますが、ぜひその点をしっかりと検証していただきたいと思います。

そしてまた対象についてですが、先ほどのご説明では、0歳から30歳であったり、場合によっては40歳ということで、かなり対象範囲が広いかと思っております。

ただ、お話を聞いていますと、困難な状況を見ていると、青少年が中心になってくる議論なのかなとは思っています。ただ、青少年が困難を抱えるにあたって、幼少期の家庭環境であったり、何が影響しているのかということも含めて、丁寧に議論があればいいのかなと思っております。

それから、当事者の声を活かしていくということは、非常に重要な視点だと思いますが、どうやってその困難を抱える当事者に届くのかなというところが一番の課題であるかと思っております。

そのために若者部会が設置されたのかと思うのですが、これに関しては様々な意見を取り入れながら取り組んでいただきたいと思っております。

例えば、ト一横に行けば聞ける意見もあれば、ヤングケアラーのようになかなか顕在化しないような課題もあると思いますので、そういった場合はどうするのか。

例えば、私がパッと考えたのは、スクールカウンセラーの方から意見を聞いたらいいのではないかとか、教育庁の力も必要かなと思ったりもいたします。

ですので、関係の部署、各局であったり、また区市町村であったり、連携をしながら様々な意見を集め、最大限の手段を活用し答申につなげていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○土井副委員長 どうもありがとうございます。

一つは縦で、10代、20代、30代でそれぞれニーズは違うだろう。あるいは横で見るときに、同じ世代の、年齢の中でも、例えば、環境によって今おっしゃったようなヤングケアラーの問題とか境遇によって違うわけです。

なので、そこにいかにきめ細やかな対策が取れるのかなということだと思います。貴重なご意見ですので、参考させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、オンラインで御出席をいただいております長友委員、お願いできますでしょうか。

○長友委員 問題に関する基礎自治体の現状及び取組みの例として、簡略に3点申し上げます。

1つは、我々はもとより名称は「調布っ子すこやかプラン」というのですが、子どもを対象にしたプランを持っており、これを今年度、第3期として市町村こども計画として策定するというにしています。

その計画においては、子ども・若者計画や子ども・子育て支援事業計画、また子どもの貧困対策計画等々、一体的な計画で策定するという基本方針が固まっています。

これを第3期のプランの策定に対して新たに、「こども大綱」や「こどもの居場所づくりに関する指針」で示されている視点を取り入れて重点的に扱うということになります。

2つ目は、現状ですが、それは諮問に書かれている内容と基本的には同様です。いじめや虐待、貧困や不登校等、子どもを取り巻く環境は非常に深刻化、複雑化してい

ることに加えて、近年、ヤングケアラーなどの新たな課題が顕在化してきた。

当然のことですが、ほかの自治体と同様に、教員やスクールカウンセラーが中心となって、子どもの悩みや意見を聞いて寄り添う、これは当然の対応であります。そのほかには独自の子ども・若者総合支援事業や子ども家庭支援センター、また、子ども・若者支援地域ネットワークによるような支援、あらゆる角度から子どもたちの現状をつぶさに観察をしてその問題点を解決するように努めているということでもあります。

3点目は、そういうことをやりながらも、大きな課題としての問題点を改めて認識せざるを得ない。

一つは、中学校や高校の卒業時といった節目において、中学校や高校、あるいは教育相談所といった教育分野の支援。また、18歳を超えると福祉的支援が受けられなくなる。これは、当たり前のことです。

そこで、先ほど途切れないようにという説明がありましたね。当然ですが、途切れているということは、残念ながら、認識しなければいけない。その途切れていることをどうやって解決していくかというのは大きな視点にならざるを得ない。

それに加えて、昨今、個人情報保護を理由に、教育機関と福祉機関の連携が妨げられること、これも残念なことでありますし、責任論を揶揄するように申し上げるつもりはないけれども、そのパイプが円滑につながるようにということは、より積極的に考えていかなければいけないと考えています。

ですから、この都の子供・若者計画においては、こうした基礎自治体、市区町村の課題を踏まえて、我々の取組みを後押しする施策の強化、当然のお願いですが、それを図っていただきたい。以上です。

○土井副会長 どうもありがとうございました。

年齢によって途切れないようにということと、それから同じ年齢の中でも部署によってテーマによって途切れないようにという2つのご指摘いただいたと思っております。これも、今回の計画に取り入れて考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

今、皆様方からいたご意見を真摯に受け止めまして、これからの部会での審議に役

立てていきたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、最後になりますが、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

○事務局 このあと今から 15 分程度のちの 17 時 30 分から、第 1 回若年支援部会を 34 階の A 会議室にて、第 1 回若者部会を同じく 34 階の B 会議室にて開催したいと思います。

34 階に部会委員の皆様、お集まりいただければと思います。それぞれの部会委員の皆様におかれましてはご出席くださいますようお願いいたします。

○土井副会長 ありがとうございます。では、これもちまして第 34 期東京都青少年問題協議会第 1 回の総会を閉会とさせていただきます。

御協力どうもありがとうございました。

午後 5 時 16 分閉会